## 【表紙】

【代表者の役職氏名】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局

【提出日】2022年6月28日【会社名】堀田丸正株式会社

【英訳名】 MARUSHOHOTTA CO.,LTD.

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目1番11号

【電話番号】 (03)3548-8121(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 矢部 和秀

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目1番11号

【電話番号】 (03)3548-8139

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 矢部 和秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

代表取締役社長 平岩 誠

#### 1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第118回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2022年6月28日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1.監査等委員会設置会社への移行

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 株主総会参考書類等の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会書類等の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが 義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものでありま す。

株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。株主総会書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設及び削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は 期日経過後に削除するものといたします。

3.場所の定めのない株主総会を実施するための変更

居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・ 円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定 めのない株主総会を開催できるよう、定款第14条第3項を追加するものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、平岩誠、矢部和秀、下野隆充、塩田徹の4名を 選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、伊井三喜男、小島茂、大塚一暁の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、金子茂男を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を月額20,000千円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を月額2,000千円以内とするものであります。

第7号議案 株式会社吉利との合併契約承認の件

当社と完全子会社である株式会社吉利が2022年10月1日を期日とした吸収合併について、2022年5月18日付で締結した吸収合併契約の承認であります。

# (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	437,964	7,308	-	(注)2	可決 98.3
第2号議案					
平岩 誠	436,469	8,803	-		可決 98.0
矢部 和秀	436,727	8,545	-	(注)3	可決 98.0
下野 隆充	436,713	8,559	-		可決 98.0
塩田 徹	436,542	8,730	-		可決 98.0
第3号議案					
伊井 三喜男	437,164	8,108	-		可決 98.1
小島 茂	437,170	8,102	-	(注)3	可決 98.1
大塚 一暁	437,116	8,156	-		可決 98.1
第4号議案					
金子 茂男	436,993	8,279	-	(注)3	可決 98.1
第5号議案	435,675	9,597	1	(注)1	可決 97.8
第6号議案	435,736	9,536	-	(注)1	可決 97.8
第7号議案	438,797	6,475	ı	(注)2	可決 98.5

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上